

平成26年度青少年自立支援対策推進事業 「青少年自立支援センター運営」 企画提案書作成のための仕様書

1 業務委託の目的

青少年自立支援センター（おおいたひきこもり地域支援センター）（以下「支援センター」という。）において、ニート、ひきこもり等自立の問題に対応するため青少年総合相談窓口を設置し、関係機関やNPO等の支援団体と連携協力して、自立の問題をもつ本人及びその家族に対する支援を行う。

2 委託業務の内容

(1) 事業実施対象地域

大分県全域

(2) 業務内容

① 子ども・若者に関する相談業務（総合相談窓口の運営）

ア. 相談窓口の運営

ニート、ひきこもり等、社会生活を円滑に営む上で困難を抱える子ども・若者及びその家族等からの相談全般を受け付け、必要に応じてこれらの者に対して支援を実施している各関係機関（以下「関係支援機関」という。）への誘導等を行う相談窓口を設置・運営する。

開所場所	4～5月はアイネス、6月～大分ソフィアプラザビル
開所時間	月～土曜日 9時30分より17時30分まで（8時間） （休日・祝日を除く）
開所期間	通年（旧盆：8月13日～15日、年末年始：12月28日～翌年1月3日を除く）
対応方法	電話（随時）・面談（予約制）

※ 相談にあたっては、①受容・共感的に相談者の話を傾聴し、②相談者の状況や希望を的確に把握しながら対応し③個別の支援計画を作成した上で、関係機関やNPO等の支援団体の中から、相談者に最適な支援プログラムを提供できる機関・団体に紹介するとともに、④紹介先における被支援者の状況を適宜把握し、必要に応じて状況の変化（改善等）が生じた場合には、必要に応じて他の機関、団体への再紹介等を行うこと。

※ 保健所で実施する地域相談窓口で対応できない地域について、別に相談業務（窓口・アウトリーチ等）を行うこと。

イ. 訪問相談の実施

相談者の求めに応じて、訪問相談員を家庭等に派遣すること。

対応時間 相談者と協議の上決定すること。

（原則として9：00～20：00の間で訪問時間を決定すること。）

※ 相談方法等は、面談に準ずる。また、原則として2名以上で、相談者の自宅等を訪問するなど事故防止に努めること。

ウ. 普及・啓発活動

支援センターの活動を広く広報するため、広報チラシの配布を行うとともに、適宜支援センターのホームページを改訂し、子ども・若者の支援に関する様々な情報を提供するものとする。なお、ホームページの運営は、受託者において行い、その経費についても受託者が負担するものとする。

② 相談支援体制の整備

被支援者に対し、的確かつ効果的な支援を実施するため、大分県子ども・若者育成支援地域協議会調整機関として、協議会参加機関・団体等と恒常的な連携が確保できるよう努めること。

また、年1回以上、これらの機関・団体が参加する連絡会議を開催すること。

③ 講演会の開催

有用な情報を広く提供し、子ども・若者の置かれた環境への適切な理解や支援に向けた気運を醸成するため、年1回の中央講演会を実施すること。

④ 事例検討会の開催

相談員（電話、来所、訪問の全て、又はいずれかに対応する者）の資質向上及び困難事例の解決を図るため事例検討会を年6回以上開催すること。また、開催にあたっては、関係する機関・団体の相談員等の参加を認めること。

⑤ 県への報告等

上記に掲げる業務の実施状況については、別に定める様式により定期的に県へ報告するほか、必要に応じて県から随時求められるデータの提供に対応すること。

(3) 人員体制

① 専門相談員の配置

下記のいずれかの資格ないし経歴を有する者を専門相談員として1名以上、支援センターに配置すること。

ア. 臨床心理士、精神保健福祉士、社会福祉士、保健師等の資格を持ち、ひきこもり等の支援に対し高度に専門的な技能・経歴を有する者。

イ. その他①に準ずる技能・経歴を有すると認められる者。

② 受付事務員（電話相談員）の配置

下記の経歴を有する者を受付事務員（電話相談員）として1名以上、相談窓口配置すること。

ア. 青少年支援機関、教育機関、NPO等の団体において、1年以上青少年の自立支援等の相談活動に携わった経歴を有する者。

イ. その他①に準ずる技能・経歴を有すると認められる者。

③ 訪問相談要員の配置

被支援者やその家族の求めに応じて、上記専門相談員と同等の技能・経歴を有する者2名若しくは、専門相談員及び受付事務員（電話相談員）と同等の技能・経歴を有する者、各1名を大分県内の指定された場所に派遣できるよう措置すること。

④ スーパーバイザーの配置

医師、大学教授等で、精神医学、心理学等を専門とする者、又は上記専門相談員と同等の資格を有する者1名を、スーパーバイザーとして配置し、専門相談員、受付事務員（電話相談員）の指導や事例検討会での指導助言に当たらせること。

(4) その他

- ・ 受託団体は、本業務を行うに当たり取り扱う個人情報（大分県個人情報保護条例第2条第1項に規定する個人情報をいう。）について、別添「機密保持及び個人情報の保護に関する特記事項」に基づき、個人情報の適切な取り扱いについて必要な措置を講じること。
- ・ 相談や支援に関する記録を作成し、報告書を別紙様式により作成すること。
- ・ 利用規定を作成し、周知すること。
- ・ 業務実施にあたっては、県と十分に協議しながら進めるとともに、関係支援機関との連携に努めること。
- ・ 大分県が実施する、利用者を対象とした、青少年の自立に関する調査・研究に協力すること。
- ・ 本業務により作成された資料及びホームページ等に係る著作権は、県に帰属するものとする。また、受託者が委託料により購入したもののうち、県が指定するものについては、県に帰属するものとする。
- ・ 受託者は、本業務に係る契約の終了後、他者に本業務の引継ぎを行う必要が生じた場合には、相談者の利便性を損なわないよう必要な措置を講じ、円滑な引継ぎに努めるものとする。
- ・ 平成26年6月に県が設置予定の「青少年サポートセンター（仮称）」内にて運用を行う。青少年に関する相談支援機関及び就労支援機関を1カ所に集約しワンストップ化することにより、利用者の利便性が高まるとともに、3機関の連携が即座にでき、相談者に対する支援の拡充を図る目的で設置。
- ・ 「青少年サポートセンター（仮称）」内に設置予定の団体は下記のとおり。
 - ① 青少年自立支援センター（相談支援機関）
 - ② 児童アフターケアセンターおおいた（就労・居場所支援機関）
 - ③ おおいた地域若者サポートステーション（就労支援）
- ・ 受託団体に選定された者は、他2機関とともに「青少年サポートセンター運営協議会（仮称）」を組織し、運営にあたること。